



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 2 日 (月曜日) 第 85 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 ( " ) 1
- 有害興行の指定 ( " ) 1
- 有害興行の指定 ( " ) 1
- 漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定 (漁村振興課) 2
- 漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定 ( " ) 2
- 道路の区域の変更 (道路保全課) 2

頁

- 道路の供用の開始 (道路保全課) 2
- 道路の占有を制限する区域の指定 (3件) ( " ) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 ( " ) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 ( " ) 5

### 公 告

- 技能検定の実施 (雇用労働政策課) 6
- 技能検定 (随時実施 2 級) の実施 ( " ) 8
- 技能検定 (随時実施 3 級) の実施 ( " ) 9
- 技能検定 (基礎級) の実施 ( " ) 10
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課) 11

## 告 示

### 宮崎県告示第 147号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 2 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人伸和会共立病院	延岡市中川原町 3 丁目 42 番地	令和 2 年 2 月 8 日
佐藤調剤薬局	延岡市中川原町 3 丁目 36 番地	令和 2 年 2 月 9 日

### 宮崎県告示第 148号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
1 年 - 62	映画	優しいおしおき おやすみ、ご主人様	石川組 <オーピー映画>	令和 2 年 2 月 20 日
1 年 - 63	映画	悶撫乱 (もんぶらん) の女 ふしだらに濡れて	高原組 <オーピー映画>	
1 年 - 64	映画	女ざかり 白く濡れた太股	小川組 <オーピー映画>	
1 年 - 65	映画	(秘) 裏風俗 超エレクト生本番	新田組 <新東宝映画>	

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人伸和会延岡共立病院	延岡市山月町 5 - 5679 - 1	令和 2 年 2 月 8 日
さとかん薬局山月店	延岡市山月町 5 丁目 56 83 番地 45	令和 2 年 2 月 10 日

### 宮崎県告示第 149号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和 2 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。
------	---

**宮崎県告示第 150号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第3種土々呂漁港のうち、延岡市大字土々呂丸べ山に設置された標柱から90度 1,500m地点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

令和2年4月1日

**宮崎県告示第 151号**

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
土々呂漁港 (延岡市)	漁港内 指定施設B内 番号 106から 107で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設C内 番号11から32及び94から 105で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設E内 番号 115から 116で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設F内 番号 1 から10、33から 93及び 108から 114で示された区域 図面に示す	116隻以内	周年

2 指定の適用の日

令和2年4月1日

**宮崎県告示第 152号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年3月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市田野町南原一丁目1番1地先から同市同町字大明神原乙9390番1地先まで	旧	11.0～28.1	19.7
				新	11.0～36.1	19.7

**宮崎県告示第 153号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	宮崎市田野町南原一丁目1番1地先から同市同町字大明神原乙9390番1地先まで	令和2年3月2日

**宮崎県告示第 154号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年3月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	宮崎市田野町南原一丁目1番1地先から同市同町字大明神原乙9390番1地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

法面对策・落石防止網設置工事に伴う区域変更

## 4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月17日

## 宮崎県告示第 155号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年3月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	宮崎市田野町字白砂坂上乙9450番1地先から同市同町同字乙9501番19地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月17日

## 宮崎県告示第 156号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年3月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都城霧島公園線	都城市南横市町1347番1地先から同市横市町81番4地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月17日

## 宮崎県告示第 157号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 梅ノ木地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡門川町大字門川尾末字尾ノ宮7017番5地先河川敷
2	“ “ “ 字横枕7303番
3	“ “ “ “ 7303番
4	“ “ “ 字梅木7439番
5	“ “ “ 栄ヶ丘三丁目22番
6	“ “ “ 22番
7	“ “ “ 60番
8	“ “ “ 大字門川尾末字梅木7424番1
9	“ “ “ 字橋ノ口7357番3
10	“ “ “ “ 7357番3
11	“ “ “ “ 7357番3
12	“ “ “ “ 7358番1
13	“ “ “ 字横枕7299番3地先道路敷
14	“ “ “ 字尾ノ宮7017番5地先河川敷

## 宮崎県告示第 158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類				
都 城 市	倉平川 1	04- 344- 2 - 512	土 石 流		百原 - 1	II - 1 - 5178	急傾斜地の崩壊
	上是位河内 谷川	04- 344- 1 - 517 S	土 石 流		百原 - 2	II - 1 - 5179	急傾斜地の崩壊
	百原谷川	04- 344- 2 - 528 S	土 石 流		百原 - 3	II - 1 - 5180	急傾斜地の崩壊
	石風呂川 5 S	04- 344- 2 - 525 S	土 石 流		瀬之口 - 1	II - 1 - 5189	急傾斜地の崩壊
	上椎屋川 1 S	04- 344- 3 - 504 S	土 石 流		瀬之口 - 2	II - 1 - 5190	急傾斜地の崩壊
	木之川内川	04- 344- 3 - 506 S	土 石 流		中村 - 3	II - 1 - 5191	急傾斜地の崩壊
	上椎屋川 2 S	04- 344- 2 - 523 S	土 石 流		山内二	II - 1 - 5205	急傾斜地の崩壊
	竹 脇	I - 1 - 0674	急傾斜地の崩壊		山内三	II - 1 - 5206	急傾斜地の崩壊
	山内一	I - 1 - 0681	急傾斜地の崩壊		山内四	II - 1 - 5207	急傾斜地の崩壊
	倉 平	I - 1 - 0687	急傾斜地の崩壊		谷頭 - 2	II - 1 - 5209	急傾斜地の崩壊
	倉平-新①	I - 1 - 0687-新①	急傾斜地の崩壊		谷頭 - 4	II - 1 - 5211	急傾斜地の崩壊
	西 梶	I - 1 - 0700	急傾斜地の崩壊		谷頭 - 5	II - 1 - 5212	急傾斜地の崩壊
	脇之馬場	I - 1 - 0702	急傾斜地の崩壊		脇之馬場- 2	II - 1 - 5213	急傾斜地の崩壊
	脇之馬場- 新①	I - 1 - 0702-新①	急傾斜地の崩壊		倉平 - 1	II - 1 - 5226	急傾斜地の崩壊
	深 谷	I - 1 - 0707	急傾斜地の崩壊		倉平 - 2 - 新①	II - 1 - 5227-新①	急傾斜地の崩壊
	軽 石	I - 1 - 0708	急傾斜地の崩壊		長尾官業	II - 2 - 0363	急傾斜地の崩壊
	虎 崩	I - 1 - 2083	急傾斜地の崩壊		長尾官業- 新①	II - 2 - 0363-新①	急傾斜地の崩壊
	中村 - 1	I - 1 - 3255	急傾斜地の崩壊		長尾官業- 新②	II - 2 - 0363-新②	急傾斜地の崩壊
	役場前	I - 1 - 3259	急傾斜地の崩壊		西梶 - 2	III - 1 - 9512	急傾斜地の崩壊
	中村 - 2	I - 1 - 3260	急傾斜地の崩壊		谷頭 - 6	III - 1 - 9514	急傾斜地の崩壊
	浜の段 - 1	I - 1 - 3261	急傾斜地の崩壊		田中 - 1	II - 1 - 5217	急傾斜地の崩壊
	浜 の 段	II - 1 - 0705	急傾斜地の崩壊		田 中	I - 1 - 2084	急傾斜地の崩壊
					田中・向江	I - 1 - 2085	急傾斜地の崩壊
					修 行	I - 1 - 0670	急傾斜地の崩壊

修行 - 1 - 新①	II - 1 - 5214 - 新①	急傾斜地の崩壊	脇之馬場	I - 1 - 0702	急傾斜地の崩壊
修行 - 2	II - 2 - 0361	急傾斜地の崩壊	脇之馬場 - 新①	I - 1 - 0702 - 新①	急傾斜地の崩壊
牛谷 - 2	II - 1 - 5216	急傾斜地の崩壊	深 谷	I - 1 - 0707	急傾斜地の崩壊
牛谷 - 1	I - 1 - 3269	急傾斜地の崩壊	軽 石	I - 1 - 0708	急傾斜地の崩壊
瀬 芽	I - 1 - 0692	急傾斜地の崩壊	虎 崩	I - 1 - 2083	急傾斜地の崩壊
瀬 戸	I - 1 - 0693	急傾斜地の崩壊	中村 - 1	I - 1 - 3255	急傾斜地の崩壊
新屋敷	I - 1 - 0691	急傾斜地の崩壊	役場前	I - 1 - 3259	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所にて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	倉平川1	04- 344- 2 - 512	土 石 流
	上是位河内谷川	04- 344- 1 - 517 S	土 石 流
	百原谷川	04- 344- 2 - 528 S	土 石 流
	石風呂川5 S	04- 344- 2 - 525 S	土 石 流
	木之川内川	04- 344- 3 - 506 S	土 石 流
	竹 脇	I - 1 - 0674	急傾斜地の崩壊
	山 内 一	I - 1 - 0681	急傾斜地の崩壊
	倉 平	I - 1 - 0687	急傾斜地の崩壊
	倉平-新①	I - 1 - 0687 - 新①	急傾斜地の崩壊
	西 椿	I - 1 - 0700	急傾斜地の崩壊

脇之馬場	I - 1 - 0702	急傾斜地の崩壊
脇之馬場 - 新①	I - 1 - 0702 - 新①	急傾斜地の崩壊
深 谷	I - 1 - 0707	急傾斜地の崩壊
軽 石	I - 1 - 0708	急傾斜地の崩壊
虎 崩	I - 1 - 2083	急傾斜地の崩壊
中村 - 1	I - 1 - 3255	急傾斜地の崩壊
役場前	I - 1 - 3259	急傾斜地の崩壊
中村 - 2	I - 1 - 3260	急傾斜地の崩壊
浜の段 - 1	I - 1 - 3261	急傾斜地の崩壊
浜 の 段	II - 1 - 0705	急傾斜地の崩壊
百原 - 1	II - 1 - 5178	急傾斜地の崩壊
百原 - 2	II - 1 - 5179	急傾斜地の崩壊
百原 - 3	II - 1 - 5180	急傾斜地の崩壊
瀬之口 - 1	II - 1 - 5189	急傾斜地の崩壊
瀬之口 - 2	II - 1 - 5190	急傾斜地の崩壊
中村 - 3	II - 1 - 5191	急傾斜地の崩壊
山 内 二	II - 1 - 5205	急傾斜地の崩壊
山 内 三	II - 1 - 5206	急傾斜地の崩壊
山 内 四	II - 1 - 5207	急傾斜地の崩壊
谷頭 - 2	II - 1 - 5209	急傾斜地の崩壊
谷頭 - 4	II - 1 - 5211	急傾斜地の崩壊
谷頭 - 5	II - 1 - 5212	急傾斜地の崩壊
脇之馬場 - 2	II - 1 - 5213	急傾斜地の崩壊
倉平 - 1	II - 1 - 5226	急傾斜地の崩壊
倉平 - 2 - 新①	II - 1 - 5227 - 新①	急傾斜地の崩壊
長尾官業	II - 2 - 0363	急傾斜地の崩壊



長尾官業一新①	II-2-0363-新①	急傾斜地の崩壊
長尾官業一新②	II-2-0363-新②	急傾斜地の崩壊
西 柵 - 2	III-1-9512	急傾斜地の崩壊
谷 頭 - 6	III-1-9514	急傾斜地の崩壊
田 中 - 1	II-1-5217	急傾斜地の崩壊
田 中	I-1-2084	急傾斜地の崩壊
田中・向江	I-1-2085	急傾斜地の崩壊
修行-1-新①	II-1-5214-新①	急傾斜地の崩壊
修 行 - 2	II-2-0361	急傾斜地の崩壊
牛 谷 - 2	II-1-5216	急傾斜地の崩壊
牛 谷 - 1	I-1-3269	急傾斜地の崩壊
瀬 芽	I-1-0692	急傾斜地の崩壊
瀬 戸	I-1-0693	急傾斜地の崩壊
新 屋 敷	I-1-0691	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和2年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 実施職種

#### (1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作)

、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業、アクリルゴム系塗膜防水工事業、シーリング防水工事業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業、FRP防水工事業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業、化粧フィルム工事業)、熱絶縁施工(保温保冷工事業)、サッシ施工(ビル用サッシ工事業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

#### (2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

#### (3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事業)

### 2 実施等級

1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、1のとおりとする。)

### 3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

#### (1) 実技試験

##### ア 実施期日

実技試験は、令和2年6月8日(月曜日)から令和2年9月13日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

##### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

##### ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 18,200円

35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 9,200円

35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 12,100円

35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 3,100円

上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

#### エ 問題の公表

実技試験問題は、令和2年6月1日(月曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

#### (2) 学科試験

##### ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、 機械加工(普通旋盤作業、数値	令和2年7月12日 (日曜日)

制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	3級の職種が対象	<p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>ウ 本人確認書類の写し</p> <p>次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。</p> <p>(7) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート(写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)</p> <p>(4) 特別永住者証明書</p> <p>(9) 健康保険被保険者証</p> <p>(1) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)</p> <p>(4) 在留カード</p> <p>(4) 外国パスポート(写真欄と日本国査証欄)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年4月6日(月曜日)から令和2年4月17日(金曜日)まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。</p> <p>イ 本人確認書類の写しを申請書裏面貼付欄に貼り付けること。</p> <p>ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。</p> <p>5 手数料の納付方法等</p> <p>(1) 実技試験の手数料の額(18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。</p> <p>(2) 手数料は、現金又は銀行振込により納入すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。</p> <p>(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の合格通知</p> <p>実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表</p> <p>技能検定合格者の受検番号は、3級については令和2年8月28日(金曜日)、その他については、令和2年10月2日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。</p>
造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)	令和2年8月23日(日曜日) 3級以外の職種	
機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)	令和2年8月30日(日曜日) 3級以外の職種	
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和2年9月6日(日曜日) 3級以外の職種	
<p>イ 実施場所</p> <p>学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料</p> <p>全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p>		

## (3) 技能検定合格証書等の交付

1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から 1 級の技能検定の合格者には 1 級技能士章を、2 級の技能検定の合格者には 2 級技能士章を、3 級の技能検定の合格者には 3 級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号（県庁 8 号館 3 階）

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条第 2 項の規定により、令和 2 年度技能検定試験（随時実施 2 級）を次のとおり実施する。

令和 2 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 実施職種

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）

## 2 実施等級等

1 に掲げる職種の実施等級は 2 級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 受検資格

随時実施 2 級の技能検定を受検できる者は、1 に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 57 号）第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 61 条第 1 項の基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定及び当該検定職種に係る 3 級の実技試験に合格した者とする。

## 4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

実技試験は、令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

## イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 18,200 円

## エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

学科試験は、令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

## イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 3,100 円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

## (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）まで

## (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140 円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（18,200 円）及び学科試験の手数料の額（3,100 円）の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。



(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 7 合格の発表等

実技試験又は学科試験の可否通知

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 2 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

## 8 その他

前期及び後期における 2 級技能検定と随時実施における 2 級技能検定は、同等のものであるが、随時実施 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施 2 級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条第 2 項の規定により、令和 2 年度技能検定試験（随時実施 3 級）を次のとおり実施する。

令和 2 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 実施職種

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペ

ット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

## 2 実施等級等

1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、1 に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 57 号）第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 61 条第 1 項の基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定に合格した者とする。

## 4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

実技試験は、令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 18,200 円

#### エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

学科試験は、令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 3,100 円

## 5 受検申請の手続

### (1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

### (3) 受付期間

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）まで

### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140 円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて納付すること。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
- (4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の可否通知  
実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985（26）7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985（58）1570

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度技能検定試験（基礎級）を次のとおり実施する。

令和2年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボ

ール箱製造（段ボール箱製造作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

2 実施等級等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和2年4月1日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和2年4月1日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和2年4月1日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書きすること。

#### 5 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額 (18,200円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) の領収証を申請書に添えて納付すること。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
- (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

#### 6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の可否通知  
実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

#### 7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 13 条の規定により、令和 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 2 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和 2 年 7 月 5 日 (日曜日) 午前 10 時 10 分から 午後 5 時 20 分まで	令和 2 年 9 月 13 日 (日曜日) 午前 11 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで
木造建築士試験	令和 2 年 7 月 12 日 (日曜日) 午前 10 時 10 分から 午後 5 時 20 分まで	令和 2 年 10 月 11 日 (日曜日) 午前 11 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで

#### 2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール	宮崎市原町 2 番 22 号 宮崎県福祉総合センター 人材研修館
木造建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール 別館	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール 別館

#### 3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町 2 番 12 号 宮崎建友会館 2 階小会議室	令和 2 年 4 月 9 日 (木曜日) から 令和 2 年 4 月 13 日 (月曜日) までの 午前 10 時から午後 5 時まで

#### 4 インターネットによる受験申込

申込サイト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ ( <a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a> )	令和 2 年 4 月 13 日 (月曜日) 午前 10 時から令和 2 年 4 月 20 日 (月曜日) 午後 4 時まで

#### 5 郵送による受験申込

郵送先	受付期間
〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 6 号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部	令和 2 年 3 月 25 日 (水曜日) から 令和 2 年 3 月 31 日 (火曜日) まで

#### 6 受験手数料

18,500円

#### 7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課 (電話 0985-26-7195)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部 (電話 092-471-6310) 又は一般社団法人宮崎県建築士会 (電話 0985-27-3425) まで問い合わせること。

--	--